

主たる裁判記録（平成29年（ワ）5023号）について

【公判日時】

第2回 口頭弁論 7月12日（水） 午前10時 615法廷
（第3回 口頭弁論 9月 7日（木） 午後3時 ?法廷（BJ / ））

【裁判番号】

平成29年（ワ）5023号

【証拠説明（原告訴訟代理人 田邊勝己／被告訴訟代理人 内山修一・石渡絵理）】

第2回目となる今回の公判の証拠説明として、原告及び被告代理人弁護士より、主に以下のとおり説明が行われ、各事項に対し、不知または意義が申し立てられた。

（1）業務提携契約書

作成は(株)ゴールドウィンコーポレーション（以下「GW」と省略。）・(株)NU校友会。
被告らの不法行為、原告の損害、被告の原告に対する債務不履行責任

《内容》

両社発展・繁栄を目的として本業務提携契約を締結。活動内容は、駿河台日本大学病院の医療用産業廃棄物受託業務をGWが指定したNU校友会が承認した業者が受注できるよう斡旋支援を行う。本病院の「ビル管理業務」の中からGWが希望する職種についてGWが指定したNU校友会が承認した業者が受注できるよう斡旋支援を行う。話し合いによりNU校友会のコネクションでGWが受注できるビジネス（不動産仲介・建設計画など）を双方協力して行う。業務委託金として本契約締結時にGWがNU校友会へ1000万円を支払い、成果報酬についてはさらにGWからNU校友会へ500万円を支払う内容となっている。

（2）振込依頼書

被告から原告への1000万円の振込指示の事実

（3）振込振替（作成者：七十七銀行）

原告から被告GWへの1000万円の振り込みの事実。

（4）保証金預かり証

同上

（5）業務請負契約書

作成は(株)NU校友会・(株)セイシン（(株)ユーワ）
被告らの不法行為、原告の損害、被告の原告に対する債務不履行責任

《内容》

(株)ユーワと株式会社NU校友会は、日本大学の建設工事（本大学の関係法人（附属学校など含む）を、ユーワが指定する建設会社が受注すること、及びその建設会社からユーワが建設現場産廃処理業務を受注することをNU校友会の活動により達成することについて、業務請負金500万円にて請負契約を締結する。

また、建設工事の受注などにかかる成果報酬として、ユーワの自らの利益及びユーワの指定した建設会社の利益から、NU校友会に対し応分の利益をコミッションとして支払う内容となっている。

(6) 案内状（作成者：清水建設(株)）

被告らの不法行為、被告安藤及び石井の原告金岡に対する債務不履行責任、原告金岡が平成25年10月30日、「とうふ屋うかい」において被告らに300万円を搾取されたことを示す証拠資料として提出。

《内容》

案内文の発信元である清水建設(株)専務執行役員 建築事業本部長・宮崎隆光より、株式会社ユーワ・金岡へ懇親の案内を通知。懇親会日時は、平成25年10月30日「とうふ屋うかい」、同席者は、学校法人日本大学 常務理事・石井進、(株)エヌ・エスティー代表取締役・安藤及び同社専務・山本英一、(株)ユーワ・金岡、清水建設(株)からは専務執行役員・宮崎隆光、営業部長・荒井謙一、営業部課長・柴田英貴が出席。案内状の冒頭には「予めご内諾をいただきありがとうございます懇親の席を以下のとおり準備させていただきました。」との記述有。

(7) 覚書（作成者：スペースパワー）

平成25年10月頃1000万円の金銭貸借契約締結の事実及びその内容、被告らの不法行為、原告金岡の損害、被告安及びスペースパワーの原告金岡に対する債務不履行責任。

(8) 借用書（作成者：スペースパワー）

平成26年3月4日付けにて1000万円の金銭消費貸借契約締結の事実。

【その他留意事項】

- (1) 安藤の所在は、「東京都板橋区高島平1-47-11 ボナール高島平301号室」である。
- (2) 安藤より依頼された「一般財団法人未来都市研究所」への拠出については、1000万円を拠出の上、安藤自身はその団体の理事に就任している。
- (3) 被告準備書面において、被告代理人弁護士・市川祐生は“NU校友会及びスペースパワー自体には日大とは関係ない。”と一貫して主張している。

以上

<参考>

【裁判番号】

平成29年(ワ)5023号

【原告・被告】

<原告> ①金岡孝一

②株式会社セイシン（旧・株式会社トーワ）

<原告側弁護士>

片岡剛・尾山祐介・岡山大輔・田邊勝己・神前吾郎・平田香織

（関連法律事務所：弁護士法人カイロス総合法律事務所）

<被告> ①株式会社NU校友会

②スペースパワーホールディングスジャパン株式会社 代表取締役社長 安藤季賢

（住所：文京区本駒込6丁目5番3号ビューネ本駒込11F）

③株式会社ゴールドウィンコーポレーション 代表取締役社長 金子正博

（住所：神奈川県横浜市中区北仲通1丁目6ヒタチビル8F） ※実質オーナーは石井進

④学校法人日本大学 常務理事 石井進

<被告側弁護士>

市川祐生・石渡絵理・内山修一・渡邊洋一郎・各務武希・加毛修・加毛誠・近藤菜々子・

杉田愛子・小池達子・丸山彗師

（関連法律事務所：浜四津法律事務所・銀座総合法律事務所・光和総合法律事務所）

・株式会社NU校友会は浜四津法律事務所へ委任

・株式会社ゴールドウィンコーポレーションは内山法律事務所（小田原市）へ委任

・学校法人日本大学 常務理事 石井進は銀座総合法律事務所へ委任

・学校法人日本大学 理事長 田中英壽は光和総合法律事務所へ委任

※被告リストに田中理事長の氏名はなかったが、当事者目録には学校法人日本大学代表者理事長田中英壽の記載で有。

【公判日時】

第1回 口頭弁論 5月24日（水） 午前10時

第2回 口頭弁論 7月12日（水） 午前10時 615法廷

【原告側が主張する主な請求趣旨】

被告は原告に対し、金3,800万円（株セイシンに1,500万円、金岡孝一に2,300万円）及び年5分の割合による金員を支払え。

【原告側が主張する主な請求原因】

※被告側は書面回答にて訴状の内容について、そのほとんどを不知と主張している。

・金岡孝一は、友人（誰かは不明）を通じ、安藤季久の紹介を受けたことをきっかけに、安藤季久と石井進との付き合いが始まった。

・安藤季久と石井進は、日本大学病院の業務を受託する業者の選定権限がないにも関わらず“できる”と欺罔し、(株)セイシンに対し、(株)ゴールドウィンコーポレーションに1,000万円を貸せば受注できると申し向けた。

・(株)ゴールドウィンコーポレーションは、日本大学病院の医療用産業廃棄物受託業務及び本病院のビル管理業務受注に関する業務提携契約書を、(株)セイシンと締結したうえで、預り金として1,000万円を振り込ませた。 ※預かり証及び2社間で取り交わした契約書の各種証拠書類あり

・平成25年2月頃から日本大学三軒茶屋キャンパスの工事受注に関するバックマーゲンの話をゼネコン企業に持ち掛けるため、当該工事受注に興味を示している清水建設(株)の担当者と引き合わせるよう安藤季久と石井進が、清水建設と取引のある(株)セイシンの金岡孝一に依頼した。

・平成25年10月30日17:20より「とうふ屋うかい」にて清水建設(株)社員3名(専務執行役員・営業部長・営業部課長)と学校法人日本大学の石井進常務理事、(株)NU校友会の安藤季久代表取締役社長、(株)セイシン(旧・(株)ユーワ)の金岡孝一が出席し、会合を行った。

※本会合の開催及び出席者については被告側が口頭弁論で認めている。

・実際に清水建設(株)が、日本大学三軒茶屋キャンパスの工事を111億円で受注した後、安藤季久と石井進が清水建設(株)に対し、受注のお礼と田中理事長への工作資金としての金銭を(株)セイシンへ要求した。

・安藤季久と石井進は、一般財団法人未来都市研究所なる組織を日本大学が主導して設立するので設立資金として1000万円の出資するよう(株)セイシンに話を持ち掛けた。

・安藤季久と石井進が、日本大学板橋病院の新たに設ける進入口付近に調剤薬局を設けるための土地・不動産取得資金拠出の話を(株)セイシンに持ち掛けた。

・平成26年度の工学部の工事の受注の話も石井進から(株)セイシンに持ち掛けた。

・業務請負契約書として、(株)セイシン(旧・(株)ユーワ)と(株)NU校友会の間で日本大学にかかる建設工事を、(株)セイシンが指定する建設会社が受注すること及びその建設会社から(株)セイシンが建設現場産廃処理業務を受注することを(株)NU校友会の活動により達成する請負契約を2社間で締結した。なお、かかる業務委託契約金は500万円であった。 ※契約書類あり

以 上